

徳経営協発第37号  
平成29年8月16日

各社会福祉法人 理事長 殿

徳島県社会福祉法人経営者協議会  
会長 中村 忠久  
( 公 印 省 略 )

社会福祉法人が取り組む「地域における公益的な取組」の収集について（依頼）

日頃は、本会の諸事業の推進について、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法人は、公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されています。

厚生労働省から課長通知において「地域における公益的な取組」については、満たす要件等が示され、地域の福祉ニーズに対応した各法人が創意工夫した地域社会への貢献による地域福祉の推進が図られることとなりました。

県経営協では、社会福祉法人に対する地域住民の理解促進につなげるため、収集を行い、各法人が取り組む「地域における公益的な取組」をホームページに掲載する等の見える化を進めていきます。

つきましては、各法人における事例を別紙記入用紙にて御提出くださいますようお願いいたします。

1 提出期日について

- ・平成29年9月29日（金）必着

2 参考送付資料

- ・社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について  
（平成28年6月1日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- ・地域における公益的な取組を実施する責務（厚労省作成資料）
- ・社会福祉法人であることの自覚と実践（全社協・社会福祉施設協議会連絡会資料）

3 御質問等について

- ・記入等について不明な点などあれば事務局まで御連絡ください。

【事務局】

徳島県社会福祉法人経営者協議会（担当：林・芝原・松島）  
〒770-0943 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター内 県社協内  
TEL:088-654-4461 FAX:088-654-9250  
E-Mail:keieikyo@tokushakyo.jp